

【別紙 2】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号 又は第 4 号による随意契約の締結状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく随意契約の締結状況について、守口市契約規則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

担当課	契約の内容（契約名称）	契約締結日	契約金額（円）	契約の相手方氏名又は名称	随意契約によることとした理由
都市・交通計画課	放置自転車等の街頭指導及び啓発等の業務委託	令和 8 年 4 月 1 日	5,395,896 円	公益社団法人守口市シルバー人材センター 理事長 川部 政彦	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定するシルバー人材センターであり、本業務の履行が可能であるため。